

社会福祉法人つくしの会 役員報酬基準

定款第二章第八条、第四章第二十一条により、評議員、理事及び監事は無報酬とする。
ただし、別に定める規定に従い費用弁償分を支給することができる。

社会福祉法人つくしの会 役員費用弁償規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人つくしの会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第二条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設等への視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第三条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償としての次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地が河北郡市及び金沢市内にある者	6,000円
その他の者	8,000円

*積算根拠：時給2,000円で①3時間=6,000円、②4時間=8,000円

2 前条の(4)及び(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人つくしの会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅費する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人つくしの会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第四条 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第二条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(補則)

第五条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。